

1 議事日程

〔令和6年太宰府市議会 建設経済常任委員会〕

令和6年12月11日

午前10時00分

於 全員協議会室

- 日程第1 請願第1号 五条駅～太宰府高校間のバス路線の存続を求める請願
日程第2 議案第78号 太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
日程第3 議案第83号 令和6年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について
日程第4 議案第84号 令和6年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について
日程第5 議案第72号 市道路線の認定について

2 出席委員は次のとおりである（5名）

委員長	入江 寿 議員	副委員長	木村 彰人 議員
委員	門田 直樹 議員	委員	橋本 健 議員
〃	笠利 毅 議員		

3 欠席委員は次のとおりである

なし

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（9名）

都市整備部長	柴田 義則	観光経済部長	友添 浩一
都市整備部理事 (公営企業担当)	高原 寿子	観光推進課長兼 地域活性化複合施設太宰府館長	西山 英毅
都市計画課長	古賀 千年志	国際・交流課長	松井 百合子
建設課長	齋藤 実貴男	産業振興課長	満崎 哲也
上下水道課長	大久保 信孝	上下水道施設課長	清武 伸寿

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	野寄 正博	議事課長	花田 敏浩
書記	木村 幸代志		

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（入江 寿委員） 皆さん、おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから建設経済常任委員会を開会します。

日程は、お手元に配付しているとおりです。

審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 請願第1号 五条駅～太宰府高校間のバス路線の存続を求める請願

○委員長（入江 寿委員） 日程第1、請願第1号「五条駅～太宰府高校間のバス路線の存続を求める請願」を議題とします。

紹介議員がおられますので、何か補足説明等ありましたらお願いいたします。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） おはようございます。

請願そのものは内容的には非常に簡明なものなので、これ自体について補足することはないかと思うんですけども、沿線に住む者としては近所の方々を見ていて、どうしてくれるの、どうなるのというのに尽きるという感じです。住民の間では、今不安というか心配というか、そういう感情は強いと思います。この間のクリーンデーのときも、その話で持ち切りというような状態です。

それで、請願そのものについて私自身が受け止めた点を簡単に言っておけば、1点目、バスの存続を図ってくださいというのは、暮らしている者として当然の内容になろうかと思えます。公共交通の空白期間をつくらない。それで、説明をしてほしいというのは、大きなことを言えば、自治の担い手の住民としては、私たちのことを私たちの知らないうちに決めないでほしいという気持ちの表れかなというふうに解釈しております。

以上です。

○委員長（入江 寿委員） ありがとうございます。

それでは、質疑はありませんか。

木村副委員長。

○副委員長（木村彰人委員） この請願は私も紹介議員に入っておりますが、これは全ての会派のメンバーも名を連ねています。それで、1回目の方も入っていますので、これは議会としての関心の高さがうかがえるところなんですけれども、これは紹介議員として入っていますが、この申請者の方、これは市民の方なんですけれども、この訴えを聞いたところでちょっと気になるのが、私はこの地区に住んでいないので、実際のこの路線の青山地区か、梅香苑か、そこら辺の市民感覚の意見というのがなかなか私はつかみ切れてないところがあるから。そこで、よろしかったら、分かる範囲で構いませんが、一般の区長のお話がありましたけれども、一般の市民の方がどういうふうな感情を持ってらっしゃって、もしかしたら何かしら自分たちで何と

かしようという動きもちょっと漏れ伝え聞いております。それとあと、分かる範囲で自治会のほうはどういうふうを考えてらっしゃるのか、この辺に答えていただければと思います。

○委員長（入江 寿委員） 笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 網羅的な答えをすることはできませんけれども、このことを8月に議会にお知らせをされたときに、私から自治会のほうには伝えて、その時点ではまだ自治会のほうには何も伝わっていなかったのもので何ともしようがないということだったんですけれども、だんだん話が伝わるにつれて、何か所からか私たちでできることは何かないかと、あるいは市長に訴えろとか、あるいは署名活動を行うとか、いろいろな選択肢はあろうかと思えますけれども、そういう方は私から見て全く脈絡のない方たち、お互いに知り合いではないだろうなという人たちからも上がっています。

それで、11月の末ぐらいに各自治会長さんのところには市のほうから説明に行ったというふうには聞いていますけれども、公式にはその段階で、それ自体公式と言えるかどうかは別ですけれども、情報伝達はそこで止まっているという感じですので、自治会レベルでも内々では相談をしているというふうには聞きますけれども、内々でとどまらざるを得ない状況でいるかなと私自身は思っています。

○委員長（入江 寿委員） ほかに。

橋本委員。

○委員（橋本 健委員） ちょっと話が戻りますけれども、この路線の利用状況とか市民の方、そして学生さん、生徒、どのぐらいの乗降客があったのか、状況は分かりますか。

○委員長（入江 寿委員） 笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 資料は地域公共交通活性化協議会のほうで出ていて、今手元に持ってきてはいないんですけれども、人数まで出ていたかははっきり覚えていませんが、乗車率であるとか収益率の状況であるとかというのがそこで資料として出ています。それで、コロナが明けた後、利用状況はやや上向き加減、戻りつつあるというふうには、グラフ等を見た感じでは言えたかなと思いました。

それで、今朝たまたま車で来るときにバスが来る時間だったので停留所を3つ通ってきたんですけれども、運転しながらなので簡単にしか数えていませんけれども、8人、6人、5人ぐらい駅に近いにつれて人数が減りましたけれどもそれぐらいの方はバスを待っておられましたね。ぱっと見たところ、お年寄りの方でした。それ以上細かいことはその資料のほうに出ているかと思えます。

○委員長（入江 寿委員） 橋本委員。

○委員（橋本 健委員） それで、高校生の行き帰りの影響というか、かなりあるんでしょうか。

○委員長（入江 寿委員） 笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） ごめんなさい。これは記憶で話しますけれども、活性化協議会のときに五条から乗る方は高校生はそれほど多くはないというのがあったような気がしますけれども、

ちょっとそこははっきりとは覚えていないです。高校生については二日市から来る数がとても多いので、そちらのほうの路線は残るとい形になりましたね。

○委員長（入江 寿委員） よろしいですか。

ほかにはございませんか。

門田委員。

○委員（門田直樹委員） まず、この請願の提出ですけれども、請願者に呼ばれて、紹介議員になられたと。それで、複数なられた方もおられるようですけれども、本当にもう締切り直前に募られたということで、内容もほとんど分からないと。聞いても、紹介議員の代表であるところの笠利委員も私もよく知らないとかという話だったということで、そういうことでいわゆる請願としての提出のていがないのかというのが、まず疑問。それで、請願というものは、やはり全会一致で通すべきものだと私は思うんですよ。

そして、今回のこの路線廃止に関して我々も非常に遺憾な気持ちであって、ここを何らかの方法で存続が必要だという認識は、ほとんどの議会全員の考えだと思う。しかし、それに関しては、今度の予算の中でもオンデマンド、デマンドバスの実証実験であるとか、そういうふうな対応策。それはなぜならば、そもそもがこれは西鉄さんですよ。だから、一企業が決定したことに対して公としてそれは違うとかやれとか続けろとかということ自体が、それは無理があるんじゃないかということで、まずは自治体で、市としてできることを今模索しておるわけですよ。

そういうふうなところの兼ね合いも考えて、よくよく請願者様ともその内容を調整していく。いろいろお互いに意見を出し合ってつくるのが通常請願の出し方だと思う。我々はそうやってきた。しかしながら、本当に唐突に出されて、そして内容としては、我々はこれに対して誰も反対ではありませんよ。だけれども、これが仮に採択されたとしても、この実効性があるのかどうか、誰にどう言えばいいのか、そういったところまでお考えだったのかを聞かせてください。

○委員長（入江 寿委員） 笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 請願がどのようなものであるべきかということに関しては、私自身の考えはありますけれども、それについては特には述べませんが、内容的には極めて簡明なものなので、要はこれは時間をかけて、請願者が請願をしたいと思って、その話が来た時点というのがもう既に締切りの直前ではあったんですけれども、出すとしたら今出さなければいけないし、先ほど冒頭で言いましたように、現実的には住民の間に何も知らされない状況で、動きようもない状況。一言言えば、私自身よく分かってないというのがどういうふうに門田委員に伝わったのか分かりませんが、自分としてはそういう言い方をした記憶がないので。それは置いといたとしても、この時期を逃したら次の会期は3月で、放っておいたらもうそこでバスは終わってしまうというときなので、住民サイドからすれば、自分たちに十分に何も知らされていない段階で、議会から声を上げてほしいと、住民の声として出してほしいというふう

に考えるのは、私自身はごく自然なことだと思います。

それで、実効性については、一企業云々という話がありましたけれども、先ほど言及した地域公共交通活性化協議会のほうでも委員長さんも言われていましたけれども、公共交通をどのようにしていくかということの責任自体は、行政が持たなければならないということと言われていました。西鉄の判断は判断としてあろうかと思えますけれども、これは請願者とも話をした上でのことなんですけれども、公共交通の存続を図るということで、かつバス路線の存続、西鉄にずっとやってくれという内容ではないんですよね。空白をつくるなということが入っていますので、そこは配慮された文面になっているかと思えます。私はそういうふうに理解して、請願を受けるに値すると考えました。

○委員長（入江 寿委員） よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（入江 寿委員） これで質疑を終わります。

それでは、請願第1号について協議を行います。

ご意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（入江 寿委員） これで協議を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（入江 寿委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第1号について採択することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（入江 寿委員） 全員挙手です。

よって、請願第1号については採択すべきものと決定しました。

〈採択 賛成4名、反対0名 午前10時14分〉

○委員長（入江 寿委員） それでは、執行部の方々を入室させてください。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議案第78号 太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

○委員長（入江 寿委員） 日程第2、議案第78号「太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（大久保信孝） おはようございます。

それでは、議案第78号「太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について」ご説明

申し上げます。

議案書71ページ及び条例改正新旧対照表54ページをご覧ください。

今回の改正は、令和5年5月26日の生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、令和6年3月29日に水道法施行令の改正等を内容とする生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令が公布されたことにより、令和7年4月1日から布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が改正されるため、本市におきましても同様に改正をするものです。

なお、改正の内容といたしましては、安全な水道事業を継続するために必要な技術者を確保することを目的として、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について、現行では水道に関する実務経験のみを対象としています。布設工事監督者については必要な実務経験年数の半分まで下水道等に関する実務経験を算入可能とするほか、学歴及び学科要件における土木学科以外の課程の追加などを行うものとなっております。

説明は以上でございます。

○委員長（入江 寿委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

木村副委員長。

○副委員長（木村彰人委員） まず最初に、この法改正の背景をご説明いただきたいんですけども。

○委員長（入江 寿委員） 上下水道課長。

○上下水道課長（大久保信孝） 今回の改正につきましては、そもそも本年度から水道行政につきまして、国の所管が厚生労働省から国土交通省及び環境省に変わっております。その中で、もともと下水道に関しましては、国土交通省が所管しております。今回のその監督者とはまた違うんですが、類するものとしたしまして、こちらは下水道の設計、積算、そういったものについて工事等についての資格要件が既に国土交通省のほうで所管として定められておりました。今回水道行政が国土交通省の所管になったことによって、そちらを下水道のほうに合わせるような形の改正となっております。

以上でございます。

○委員長（入江 寿委員） 木村副委員長。

○副委員長（木村彰人委員） 改めてこの布設工事監督者と、もう一つ、水道技術管理者、この職務の内容について分かりやすくご説明いただければと思います。

○委員長（入江 寿委員） 上下水道課長。

○上下水道課長（大久保信孝） まず、布設工事監督者と申しますが、これは水道の布設工事の施工に関する事実上の監督業務を行う者となっております。水道事業者は水道法第12条の規定

によって、こちらは職員を指名することとなっておりますのでございます。

次に、水道技術管理者ですが、こちらに関しましては水道の管理についての技術上の業務、これは水道法に基づく水質検査でしたり、水道施設や給水装置が基準に適合しているかどうかの検査などを監督するものでして、こちらも水道事業者は水道法第19条第1項の規定により1人置かなければならないとされているものでございます。

以上でございます。

○委員長（入江 寿委員） 木村副委員長。

○副委員長（木村彰人委員） 最後です。本市よりも小さい自治体とかは、職員の中でこういう資格要件というのは非常に厳しいとは思いますが、本市の場合、職員の内訳なんですけれども、職員数が10名、これが令和6年10月1日現在ですね。これは10名いらっしゃいますけれども、この中で先ほどご説明があった資格に当てはまる方というのは十分確保できているのでしょうか。

○委員長（入江 寿委員） 上下水道施設課長。

○上下水道施設課長（清武伸寿） まず、太宰府市全員で申しますと、現在把握できている分で13人おります。そのうち、現在上下水道にいる職員ですと、8名資格を持った者がおります。以上です。

○委員長（入江 寿委員） よろしいですか。

木村副委員長。

○副委員長（木村彰人委員） 有資格者ということで、これは2つの資格があるんですけども、これは布設工事のほうの人数がそれだと。あと、これはもっと大きい資格だと思うんですけども、水道技術管理者、これはちょっと大きいですよ、全体的な事業をやるということで。それを合わせたところで、皆さん十何名という形になるんでしょうかね。

○委員長（入江 寿委員） 上下水道施設課長。

○上下水道施設課長（清武伸寿） まず、水道技術管理者になりますけれども、こちらは今現在の資格要件として布設工事監督者、この資格要件を満たしていれば水道技術管理者にも該当するようになっております。それで、今申しました人数は、布設工事監督者の資格要件を満たした者の人数で報告をさせていただいた次第です。

以上です。

○委員長（入江 寿委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（入江 寿委員） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（入江 寿委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第78号「太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(入江 寿委員) 全員挙手です。

よって、議案第78号については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成4名、反対0名 午前10時22分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第83号 令和6年度太宰府市水道事業会計補正予算(第1号)について

○委員長(入江 寿委員) 日程第3、議案第83号「令和6年度太宰府市水道事業会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

補正予算書は水色の冊子になります。

執行部の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長(大久保信孝) それでは、議案第83号「令和6年度太宰府市水道事業会計補正予算(第1号)について」ご説明申し上げます。

水色の表紙の補正予算書3ページをご覧ください。

こちらは、資本的支出、3目配水施設費に268万2,000円を計上いたしております。

補正の内容といたしましては、本年の人事異動等に伴いまして、給料等の職員給与費を増額するものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長(入江 寿委員) 説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(入江 寿委員) 質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(入江 寿委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第83号「令和6年度太宰府市水道事業会計補正予算(第1号)について」を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(入江 寿委員) 全員挙手です。

よって、議案第83号については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成4名、反対0名 午前10時25分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第4 議案第84号 令和6年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について**

○委員長（入江 寿委員） 日程第4、議案第84号「令和6年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

補正予算書は黄色の冊子になります。

執行部の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（大久保信孝） それでは、議案第84号「令和6年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

黄色い表紙の補正予算書3ページをご覧ください。

まず、収益的支出、1款1項4目総係費に440万6,000円を計上いたしております。

補正の内容といたしましては、本年の人事異動等に伴い、給料等の職員給与費を増額するものです。

次に、1款3項2目その他特別損失に2,928万7,000円を計上いたしております。

内容といたしましては、本市が加入しております御笠川那珂川流域下水道の令和5年度維持管理負担金に不足が生じたため、その精算金を計上するものです。

次に、資本的支出、1款1項1目公共下水道整備費に213万8,000円を計上いたしております。

内容といたしましては、こちらも人事異動等に伴う職員給与費の増額を行うものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（入江 寿委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

木村副委員長。

○副委員長（木村彰人委員） 特別損失のほうなんですけれども、2,928万7,000円ですね。こちらのことなんですけど、これ我が市も加入しています流域下水道の精算金ということなんですけれども、これは精算を自治体を全部入れますとかなりの金額になると思います。ちなみに、これは精算金の通知が来たと思うんですが、そこでこれは大本の県のほうの事業でどういような大きな変更があったのかを確認したのか、そしてその確認の内容が分かれば、分かる範囲でご説明ください。

○委員長（入江 寿委員） 上下水道課長。

○上下水道課長（大久保信孝） こちらは令和5年度御笠川那珂川流域下水道のほうで赤字が生じ

た原因といたしましては、直近やはり人件費、物価高騰による下水道管理センターへの、流域下水道は県のほうが今度は下水道管理センターに委託をしているところなんです、この委託料が令和4年度と比較して約5億円増加しております。この中には、下水道管理センターにおいて実施しております修繕、これは令和4年度の話になるんですが、令和4年度に電気料がかなり高騰したときに修繕を一部令和5年度に先送りしております。そういったところも含めまして最終的に5億円ほど増加しております、御笠川那珂川流域下水道の令和5年度決算といたしましては、トータルで3億4,515万6,390円の赤字が生じておりまして、各構成団体の流している汚水の量、これによって案分され、太宰府市の精算金が確定しているという状況でございます。

以上でございます。

(木村彰人副委員長「分かりました」と呼ぶ)

○委員長(入江 寿委員) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(入江 寿委員) これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(入江 寿委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第84号「令和6年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第1号)について」を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(入江 寿委員) 全員挙手です。

よって、議案第84号については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(原案可決 賛成4名、反対0名 午前10時28分)

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第72号 市道路線の認定について

○委員長(入江 寿委員) 日程第5、議案第72号「市道路線の認定について」を議題とします。

執行部の説明の後に現地調査を行います。

ここでお諮りします。

委員派遣承認要求につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(入江 寿委員) 質疑は現地調査終了後に行います。

それでは、執行部の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（齋藤実貴男） 議案第72号「市道路線の認定について」ご説明申し上げます。

今回市道路線の認定をお願いする路線は1路線です。

議案書39ページから41ページに路線の一覧と位置図等の資料を添付させていただいておりますので、ご覧ください。

路線名は今王9号線です。場所は高雄四丁目で、高雄幼稚園の東側になります。開発により帰属を受けた道路です。

以上で説明を終わります。

審査のほどよろしく申し上げます。

○委員長（入江 寿委員） 説明は終わりました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前10時30分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時05分

○委員長（入江 寿委員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第72号「市道路線の認定について」の質疑を行います。

質疑はありませんか。

木村副委員長。

○副委員長（木村彰人委員） 現場のほうを確認しまして、幅員6mがしっかり取れて、仕上がり状況もいいと思いますが、一つ確認なんですけれども、この開発団地の前面道路、これが今の図面で見ますと6m弱なんですけれども、現場を見たらかなり広がっていたように感じたんです。それで、反対側は砂利敷きで駐車場を整備されていましたので、そちらのほうから少し道路のほうに来たのかなという気がしますが、この前面道路は6m弱で、このとおりでいいんですか。

○委員長（入江 寿委員） 建設課長。

○建設課長（齋藤実貴男） 前面道路につきましては、6mのところもあれば、5.8mのところもあります。ですので、一概に全て6mではありませんけれども、大体5m80cmの幅員は確保できているような状況です。

○委員長（入江 寿委員） 木村副委員長。

○副委員長（木村彰人委員） 分かる範囲でいいんですけれども、同じような開発がこの市道沿線ではぽつぽつ出てきているというふうには感じていまして、ここは調整区域を外してですね、この路線沿いでミニ開発がいっぱい進んでます。そこら辺で、この前面道路の整備要望とかが地元のほうから上がっているかどうかを確認したかったんですが。

○委員長（入江 寿委員） 建設課長。

○建設課長（齋藤実貴男） 拡幅を含めて整備ということでは、まだ地元のほうから自治会を通し

て依頼の要望は上がってきてはおりません。

以上です。

○委員長（入江 寿委員） ほかにございますでしょうか。

都市計画課長。

○都市計画課長（古賀千年志） すみません。先ほどの前面道路のほうの追加説明でございますが、開発道路の前面道路につきましては、新たな新設道路、今回でいきますと6mの道路がありますけれども、それに面する前面道路については6.5m必要になります。その際に、当然反対側の宅地もございますので、その際はセンターラインから、道路中心から3.25m、こちらのほうが今確保されて、開発のほうもできているという状況になっております。

以上でございます。

○委員長（入江 寿委員） よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（入江 寿委員） では、これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（入江 寿委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第72号「市道路線の認定について」を可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（入江 寿委員） 全員挙手です。

よって、議案第72号は可決すべきものと決定しました。

〈可決 賛成4名、反対0名 午前11時29分〉

○委員長（入江 寿委員） 以上で当委員会に審査付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（入江 寿委員） ここでお諮りします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告、及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（入江 寿委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり委員長に一任することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（入江 寿委員） これをもちまして建設経済常任委員会を閉会いたします。

閉会 午前11時30分

~~~~~ ○ ~~~~~

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり建設経済常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

令和7年2月14日

建設経済常任委員会 委員長 入 江 寿